

浅口市社会福祉協議会介護手当支給要綱

浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要綱は、重度要介護者及び障がい者を在宅で介護している者に対して介護手当（以下「手当」という。）を支給することによりその労苦をねぎらい、もって在宅福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 重度要介護者とは、浅口市に住所を有し、要介護4又は5の者、及びそれに準ずる者をいう。

2 障がい者とは、浅口市に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳を所持する者をいう。

3 第1項の重度要介護者に準ずる者及び第2項の障がい者は、日常生活動作状況票（様式第4号）の重度項目に3つ以上当てはまる者とする。

(受給資格者)

第3条 手当を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、浅口市に住所を有し、第2条に記す重度要介護者及び障がい者を在宅で介護する配偶者又は家族、及びそれに準ずる者で世帯の市民税所得割が非課税の世帯とする。

(手当の額)

第4条 手当の額は月額5,000円とする。

(手当の支給)

第5条 手当は第3条の条件に該当する者に対し、毎年10月に支給する。

(支給の申請)

第6条 手当の支給を受けようとする者は、浅口市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に対して、年に一度10月に介護手当支給申請書（様式第1号）及び添付種類により申請しなければならない。また、重度要介護者に準ずる者及び障がい者を介護する者は日常生活動作状況票（様式第4号）を提出しなければならない。

(日常生活動作状況票の証明)

第7条 前条の日常生活動作状況票（様式第4号）は民生委員、保健師又は医療機関のいずれかの証明を必要とする。

(支給の決定及び通知)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、受給資格の有無を速やかに審査し、その支給を決定したときは、介護手当支給決定通知書(様式第2号)により、支給できないときは、重度要介護者介護手当却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給対象期間)

第9条 手当の支給対象期間は、申請した年度の前年10月から当年9月までとする。ただし該当期間に入院・入所等が1ヶ月に1/3以上に及ぶ場合はその月を除くものとする。

(実地調査)

第10条 会長は、手当の支給決定を行うため特に必要があると認められる場合は、職員に実情を調査させることができる。

(受給資格の喪失)

第11条 受給資格者は、介護者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を失う。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 高齢者福祉施設、救護施設又はこれらに準ずる福祉施設に長期入所したとき。
- (3) 病院、診療所又は老人保健施設に長期入院したとき。
- (4) 上記の他で在宅以外の介護又は看護を受けたとき。
- (5) 市外に転出したとき。
- (6) 死亡したとき。

2 受給者及び同居の家族は、介護者が前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに会長に資格喪失届(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

この要綱は平成18年6月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日一部変更。